

自立生活援助ホームとらむ
重要事項説明書・サービス内容説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

当事業者があなたの入居に際し、説明すべき重要事項・サービス内容は以下のとおりです。

1 事業者の概要

名称	トラムあらかわ
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	〒116-0012 東京都荒川区東尾久3-20-10 ベルメゾンエス2階
代表者氏名	川村 絹恵
法人の沿革・特色	当法人は、昭和60年に精神障害者共同作業所荒川ひまわり作業所を開設した以前から、長く荒川区精神障害者家族会(めぐみ会)活動を通して地域の精神保健福祉活動に寄与してきました。現在もその理念を踏襲しつつさらに広く各方面との協力連携体制をとりながら社会貢献に務めています。
法人が運営する事業所の種類・数	就労継続支援 B 型事業 1箇所(荒川ひまわり) 自立訓練(生活訓練)事業 1箇所(荒川ひまわり第2) 地域生活支援センター 1箇所(支援センターアゼリア …荒川区より運営受託) 共同生活援助事業・自立生活援助事業 1箇所(ホームとらむ)

2 事業所の概要

名称	ホームとらむ	
所在地(本体住居)	個別にお伝えします。	
電 話	ホーム…03-3810-5166 (ファックス兼用)	携帯…個別にお伝えします
事業所番号	1311801367 (平成30年 6 月1日指定)	
営業日	毎日(不定休:ホームとらむのシフトに準ずる)	
営業時間	10時~20時(ホームとらむのシフトに準ずる)	
事業の目的	地域精神保健福祉の向上を目的としながら、利用者に対し、適正な指定自立生活援助を提供を行う。併せて、精神障害に対する理解促進・広報啓発活動にも取り組みます。	
運営方針	利用者個々人の個性を尊重しつつ関わりながら、様々な地域の個人・団体・社会資源との連携も維持します。	
開設年月日	平成 30 年 6 月 1 日	

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計数	資格等
管理者	1		1	精神保健福祉士
サービス管理責任者				サービス管理責任者
地域生活支援員	1		1	社会福祉士・介護福祉士・ヘルパー 1 級 サービス管理責任者
地域生活支援員		1		精神保健福祉士

4 主たる対象者

精神障害者、知的障害者障害者、難病等対象者、身体障害者

5 サービスの内容

- ① おおむね月に 2 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行います。
- ② 利用者からの通報があった場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行います。
- ③ 上述の状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じます。
- ④ 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保します。

6 契約の流れ

サービス利用開始	① ご利用にあたっては受給資格が必要です。担当の計画相談員もしくは、該当区の障害福祉課でご相談下さい。 ② サービス受給が決定した場合、利用契約をします。契約の有効期間は、訓練等給付費支給決定期間と同じです。 ③ 利用に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況や生活歴・病歴等を把握させていただきます。
契約の終了	① 利用者は当事業者に対し、14 日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除できます。 ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除できます。 ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく遅延した場合、または利用者が当事業書や当職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は契約を解除します。 ④ 第 10 条の義務を怠り、体調を悪化させ従業員の生命・身体・財物・信用を傷つけるなどによって、本契約を継続しがたい重大な事態を生じさせ、その状況改善が見込めない場合
契約の自動終了	次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。 ① 利用者が障害福祉サービス施設等に入所した場合 ② 自立生活援助の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合 ③ 自立生活援助についての訓練等給付費支給決定が取り消された場合 ④ 入院等により、継続できなくなった場合 ⑤ 利用者が社会通念を逸脱する行為をおこなった場合 ⑥ 利用者が亡くなった場合

7 ご利用に際し、留意いただきたい事項

① 利用者には、本事業専用のラインとメールアドレスをお教えしますが、この連絡先は他の方には教えないようにして下さい。また。登録した番号以外からの連絡は受け付けませんので、番号変更時には必ずご連絡をお願いします。 ② お知らせした緊急連絡先は、ホームとらむの職員が対応します。すぐに対応できない場合もありますので予めご理解下さい。 ③ 急な予定変更や体調不良時等の緊急のご連絡以外は、基本的にメール等の電子文書での連絡とさせていただきます。 ④ 支援員は、医療関係者ではありません。体調悪化時には主治医もしくは「119」通報をお願いします。救急車を呼ぶか判断に困ったら「#7119」へお願いします。 ⑤ 利用者の思想、信仰は自由ですが、職員に対する布教活動・政治活動等のご遠慮下さい。
--

8 協力医療機関

当ホームは下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	あベクリニック
所在地	116-0014 東京都荒川区東日暮里 6-60-10 日暮里中央ビル5階
電話番号	03-5810-7808

9 この契約に関する苦情・相談窓口

利用者の方が施設利用に関して生じた苦情・意見は以下のような取り組みで解決します。		
苦情解決責任者	川村 絹恵(社会福祉法人トラムあらかわ理事長)	
苦情受付担当者	市村 由美(ホームとらむ 施設長)	
第3者委員	川口 仁志(NPO 法人あふネット理事長) 大村 みさ子(一般社団法人こども村ホッとステーション代表理事)	
苦情解決の方法	① 苦情の受付…苦情は、面接・電話・書面・Eメールなどにより苦情受付担当者が随時受け付けます。 ② 苦情受付の報告・確認…苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第3者委員に報告し、苦情申立者と誠意を持って話し合います。	
東京都運営適正化委員会への紹介	本法人で解決できなかった場合は、東京都社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。	
	担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
	電話番号	03-5283-7020
	受付時間	月～金 9:00～17:00
荒川区苦情受付	本法人で解決できなかった場合は、荒川区に設置してある福祉サービス受給者証を発行している窓口に申し立てることが出来ます。	
	担当部署	荒川区 障害福祉課(荒川区荒川 2-2-3)
	電話番号	03-3802-3111
	受付時間	月～金 8:45～17:15

10虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する虐待通報・相談窓口		
平日日中の連絡先	担当部署	荒川区 福祉部 障害福祉課
	住所	荒川区荒川 2-2-3
	電話番号	03-3802-3113(内線 2681)
	ファックス番号	03-3802-0819
	受付時間	月～金 8:30～17:15

時間外・休日の連絡先	担当部署	荒川区障がい者虐待防止センター
	電話番号	03-3802-3151

共同生活援助ホームとらむ利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 西暦____年__月__日

事業者

(所在地)

(名 称)社会福祉法人トラムあらかわ ホームとらむ

(代表者) 市 村 由 美 印

私は、契約書及び本書面により、ホームとらむの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所) 〒_____

(電話番号) _____

(メールアドレス) _____ @ _____

(氏名) _____ 印